

平成 30 年度 指定 10 区域の評価について (抜粋)

令和元年 6 月 11 日
内閣府特命担当大臣(地方創生)
片 山 さつき

I. 趣旨

- ◇ 国家戦略特別区域法第 12 条及び基本方針に基づき、指定 10 区域で認定を受けた事業の平成 30 年度末までの進捗状況について、区域会議が評価。
- ◇ 基本方針で定めている「特定事業の進捗状況」や「経済的社会的効果」等の 7 項目を踏まえ、主に、①個別認定事業の進捗状況、②規制改革事項の活用及び見込み状況、③追加規制改革事項の提案状況について、評価を実施。

II. 各区域の評価結果

(中略)

3. 新潟市 (11 事項 22 事業)

【評価すべき点】

- ・ 農業法人経営多角化等促進事業
ヨーロッパ市場へ自社の苔と市内産花木を利用した盆栽の輸出を開始した法人があるなど、特徴的な取り組みが順調に進捗。
- ・ 地域農畜産物利用促進事業
レストランは 30 年度の利用客数は 94,619 人、売上は 1 億 3,140 万円、32 人の雇用を創出し、事業開始の 27 年度から年々増加。
- ・ 農業への信用保証制度の適用関連事業
活用件数が平成 29 年度 2 件、平成 30 年度 9 件と増加。296 名の雇用を創出。
- ・ 国家戦略特別区域道路占用事業
来訪者約 85,500 人、経済波及効果約 2.8 億円。目標値を超える高い水準を維持。
- ・ 雇用労働相談センターの設置
雇用指針の活用割合が平成 29 年度約 35.9%から、平成 30 年度約 71.6%と大きく増加。

【課題】

- ・ 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業
相談件数は累計 13 件であるが、創業活動開始の実績は 0 件であり創業に結びつけることが期待される。
- ・ 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業
申請件数 1 件、認定居室数 1 件である。更なる活用の広がりに向けて取り組むことが望まれる。
- ・ スマート農業の実証実験に取り組む中で課題発見等を図るとともに、企業による農地取得など、農業において日本を代表する新潟市においてこそ、企業の活力を生かした取組に期待。
- ・ 農業関係以外の分野の既存の規制改革事項についても更なる活用が必要。

【その他】

- ・ 新規提案は 3 件であったが、新規活用事業数が 0 件と低調である。

(以下略)